

建築物省エネ法認定申請手数料（令和8年4月1日以降）

1. 認定申請手数料

	建物種別 (計算方法)	延べ床面積(m ²)		適合証添付あり	適合証添付なし
単棟	非住宅	誘導標準入力法 主要室入力法	300未満	10,000	241,000
			300以上1,000未満	17,100	297,000
			1,000以上2,000未満	27,900	384,000
			2,000以上5,000未満	83,800	548,000
			5,000以上10,000未満	132,000	675,000
			10,000以上25,000未満	165,000	786,000
			25,000以上	206,000	897,000
			300未満	10,000	92,100
	住宅	誘導モデル建物法	300以上1,000未満	17,100	115,000
			1,000以上2,000未満	27,900	152,000
			2,000以上5,000未満	83,800	246,000
			5,000以上10,000未満	132,000	321,000
			10,000以上25,000未満	165,000	381,000
			25,000以上	206,000	447,000
			戸建	200未満	5,000
			戸建	200以上	5,000
複数棟	住宅	誘導標準計算基準	共同	300未満	10,000
			共同	300以上2,000未満	20,000
			共同	2000以上5,000未満	45,000
			共同	5,000以上	82,500
		誘導仕様・計算併用法基準	戸建	200未満	5,000
			戸建	200以上	5,000
			共同	300未満	10,000
			共同	300以上2,000未満	20,000
		誘導仕様基準	戸建	200未満	5,000
			戸建	200以上	5,000
			共同	300未満	10,000
			共同	300以上2,000未満	20,000
	複合建築物		住棟部分(共同住宅の住戸部分と共用部分併せた部分)と非住宅部分のそれぞれの面積に応じた手数料を合算した額		
複数棟	建築物1棟ごとに上記の区分に応じて手数料を算出し、それぞれ合算した額				

注1：共同住宅について、共用部分を計算しない場合は共用部分の床面積を除いた床面積の合計。

2. 変更認定申請手数料（性能向上計画認定）

	建物種別 (計算方法)	延べ床面積(m ²)		適合証添付あり	適合証添付なし
単棟	住宅	誘導標準計算基準	戸建	200未満	3,000
			戸建	200以上	3,000
		誘導仕様・計算併用法基準	戸建	200未満	3,000
			戸建	200以上	3,000
	非住宅	誘導仕様基準	戸建	200未満	3,000
			戸建	200以上	3,000
		戸建以外のもの	戸建	200未満	3,000
			戸建	200以上	3,000
	戸建て以外のものについては、変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計について、1.の床面積の区分に応じた額。				
複数棟	複数棟の変更認定申請における手数料算定については、変更する建築物については変更床面積の区分に応じた額、追加する建築物についてはその床面積の区分に応じ1棟ごとに手数料を算出し、それぞれ合算した額とする。				